

○ えさし観光交流館条例

(平成 21 年 9 月 11 日条例第 37 号)

(設置)

第 1 条 各種イベント等の実施を支援し、観光交流等を中心とした地域の活性化に寄与するため、えさし観光交流館(以下「交流館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
えさし観光交流館	奥州市江刺区岩谷堂字小名丸 76 番地

(交流館の管理)

第 3 条 交流館の管理は、奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成 18 年奥州市条例第 91 号)第 5 条の規定に基づき、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(休館日)

第 4 条 交流館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(開館時間)

第 5 条 交流館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 3 月 1 日から 10 月 31 日まで 午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午前 9 時から午後 4 時まで

(使用の許可)

第 6 条 交流館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 市長は、交流館の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、交流館の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、交流館の管理上適当でないと認めるとき。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、その効力を停止し、同条第2項の規定に基づく条件を変更し、又は行為の中止若しくは交流館からの退去を命じることができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第2項の規定に基づく条件に違反したとき。
- (4) 交流館の管理上必要があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第8条 使用者は、1時間当たり2,000円の使用料を納付しなければならない。この場合において、附属設備等を使用する場合にあつては、実費を基準として市長が別に定める額を併せて納付するものとする。

(利用料金)

第9条 市長は、交流館の管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に交流館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者が収受する利用料金は、前条に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長(指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。)は、必要があると認めるときは、規則で定めるところ(指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第14条第3項の規定により定めた基準による。次条において同じ。)により使用料(指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。)を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第 12 条 使用者は、施設又は設備の使用が終わったとき、又はその使用を停止されたとき、若しくはその使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第 13 条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の業務)

第 14 条 交流館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第 4 条ただし書の規定に基づき、休館日を変更すること。
 - (2) 第 5 条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
 - (3) 第 6 条第 1 項の許可を行うこと。
 - (4) 第 6 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の許可に条件を付すこと。
 - (5) 第 6 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の許可をしないこと。
 - (6) 第 7 条の規定に基づき、第 6 条第 1 項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは交流館からの退去を命じること。
 - (7) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、利用料金を収受すること。
 - (8) 第 10 条の規定に基づき、利用料金を減額し、又は免除すること。
 - (9) 第 11 条ただし書の規定に基づき、利用料金を還付すること。
 - (10) 前条の規定に基づき、施設又は設備を原状に回復するよう指示すること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第 1 号又は第 2 号の行為を行おうとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 3 指定管理者は、第 1 項第 4 号から第 6 号まで、第 8 号及び第 9 号の行為に関する基準を定めるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。